

小田原市における生活保護担当職員による 不適切なジャンパーの着用に対する声明

公益社団法人日本社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

本年1月18日に、小田原市の生活保護担当者が、「保護なめんな」等の表示のあるジャンパーを私費で購入し、家庭訪問時等に着用していたとの報道がありました。

生活保護制度は、憲法第25条の規定に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものです。あたかも要保護者の全てが潜在的な不正受給者とみなすような言動はとうてい許されるものではありません。

また、小田原市のウェブサイトには、当初、「生活保護よりも民法上の扶養義務（特に親子・兄弟間）の方が優先されますので、ご親族でどの程度の援助ができるか話し合ってください。」という記述があり、今回の報道後に訂正したという経緯があります。

報道によりますと、市の福祉健康部長は、ジャンパーの作成は「職員の士気を高めるため」であったと発言しています。現場の職員が、住民の生活を守り、自立を支援する生活保護業務と不正受給の防止との狭間で葛藤されることは理解できます。しかし、本来はこのような形で「士気を高める」のではなく、専門職の配置や研修の充実等による人材の育成と確保を図り、住民の権利を守ることができるよう、地方自治の本旨に立ち返るべきです。

不正受給は許されることではありませんが、それを強調するあまり保護されるべき人々への抑制に働いては、法の趣旨を逸脱した行政運営であると言わざるを得ません。

今後については、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の増加とともに、多様化・複合化する住民ニーズに対応することは難しく、社会福祉士等の国家資格所持者の割合を高めるなどの職員配置を進めるとともに公務員としての倫理の向上を図ることが求められます。

今回の事件は、小田原市に限らず、全国の福祉事務所の信頼性と専門性が問われる課題であると認識しています。国民にとって「最後の砦」である生活保護制度が、専門性に裏打ちされた適切な運用がなされるよう、関係行政機関に要望致します。

2017年1月21日

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 鎌倉 克英